

第4章 調査・計画・届出

| | |
|----|---|
| 1. | 本章の概要 |
| 2. | 解体等事前調査について 調査の必要性 調査の責任 調査の対象 被災による障害の発生と安全配慮 被災による障害への対応 |
| 3. | 災害時における解体等事前調査 書面調査 立入り可否の判断 立入り可能な場合の対処 現地調査 分析調査 立入り不可能な場合の対処 要注意箇所の調査 |
| 4. | 作業計画 作業計画と届出 立入り可の作業計画 立入り不可の作業計画(注意解体の作業計画) |
| 5. | 協議 |
| 6. | 留意事項(応急危険度判定) |
| 7. | 協議に要する資料の例(参考) |
| 8. | 法令等抜粋(参考) |
| 9. | 記入表(例) |

1. 本章の概要

被災した建築物等の解体及び補修に先立って、「解体等事前調査」、「作業計画」の策定及び必要な場合「届出」を行う必要がある。

本章ではこれらの事項について示す。概略の流れとマニュアルの記載個所を図 4.1 に示した。

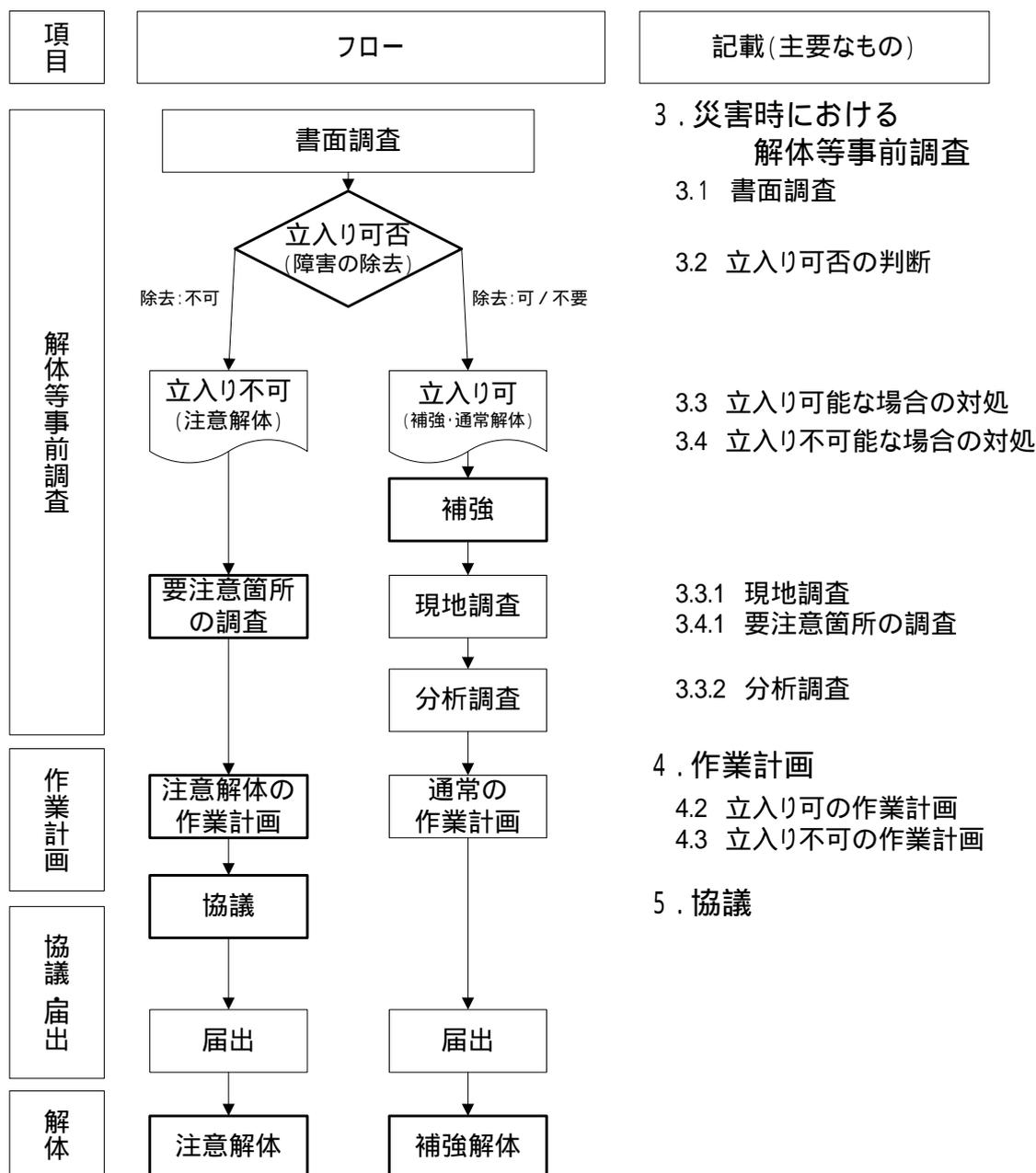


図 4.1 調査・計画・届出の流れ

2. 解体等事前調査について

2.1 調査の必要性

【必要性について】

災害時等の緊急時においても後年における被害発生に鑑み、解体等事前調査は実施する必要がある。

【解説】

後年における健康被害等を防ぐため、解体・処分にあって石綿の含有の有無の、事前調査を実施する。

2.2 調査の責任

【責任について】

解体等事前調査は、事業者等（4-1）の責任において、適切に実施すること。

【解説】

大気汚染防止法第18条の15の規定に基づき、特定粉じん排出作業を実施する場合、事前に届出を行う義務がある。従って、事業者等は、特定粉じん排出作業に該当するかどうかを事前に確認する必要がある。

また、石綿障害予防規則第3条においては、事業者の責任において解体等事前調査を実施する必要がある。発注者側（通常持主等）にも、石綿障害予防規則第8条に示されるように、石綿の使用状況を通知する努力義務がある。

これらは、災害時においても同様であり、適切な調査に基づき適切な対処を行う必要がある。

災害時には、事業者に限らず、建築物の持主である住民が自らの手で被災建築物の撤去を実施することがある。自治体においては、これらの解体作業において、石綿の飛散の無いよう指導することが望ましい。（『8.法令抜粋（参考）』参照）

（4-1）事業者等

石綿障害予防規則第3条において対象としている「事業者」は、労働安全衛生法第2条において、事業を行うもので、労働者を使用するものと定められている。

しかし、災害時には住民等による解体・撤去等が実施されることもあることから、本マニュアルにおいては、これらを含めて対象とし「事業者等」と記す。

（『8.法令等抜粋（参考）石綿障害予防規則第3条及び労働安全衛生法第2条』参照）

2.3 調査の対象

災害時においても調査の対象は、「建築物等」とする。「建築物等」とは、建築物及び工作物を示し、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいい、建築物には、建築物における給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備を含むものとする。

2.4 被災による障害の発生と安全配慮

【被災による障害】

被災による影響として「情報喪失」、「危険発生」及び「立入り困難」という障害が予想される。調査における安全への配慮は、事業者等の責任において実施すること。石綿の飛散防止にあたっては、これらの障害の除去を原則として対応すること。

【解説】

災害時における事前調査の実施においては、建築物等の被災によって表 4.1 に示す、3 種類の障害が発生する可能性がある。

表 4.1 建築物等の被災による解体等事前調査への障害

| | | |
|----|----------------------|----------|
| 1. | 設計図書等の紛失 | (情報喪失障害) |
| 2. | 建築物等の倒壊等による危険発生の可能性 | (危険発生障害) |
| 3. | 建築物等が倒壊してしまった為の立入り困難 | (立入り障害) |

災害時において被災した建築物等の解体等事前調査の実施にあたっては、これら 3 つの障害への対応が必要とされる。

解体等事前調査において現地調査を実施するために、被災した建築物等への立入りを行う際には、危険が伴うことに留意し、解体等を請負った者は自らの責任において安全の確保に努めること。

2.5 被災による障害への対応

【実施事項】

事業者等は、可能な範囲において平常時と同様に書面調査、現地調査及び分析調査を実施すること。

建築物への立ち入りにあたって、被災による障害を安全面から判断し、「危険発生障害」及び「立入り障害」がある場合には、補強等による障害の除去後に通常と同様に解体等事前調査を実施することを原則とする。なお、障害の除去が困難な場合には、「注意解体」とすること。

【解説】

1. 事業者等の責任について

大気汚染防止法第 18 条の 15 に係る届出の必要性の確認のための調査及び、石綿障害予防規則第 3 条に基づく事前調査は、災害時においても実施すること。

災害時においても、石綿の飛散防止は重要であり、適切な調査及び対策の実施により石綿の飛散を防止することが原則である。

しかし、建築物等が被災による影響を受けている場合には、安全に配慮して適切な調査を実施することも必要になる。

被災による影響の除去と安全の確保に関する措置の選択について、その流れを図 4.2 にまとめた。

2. 危険発生障害について

危険発生障害とは、建築物等の倒壊等による作業中の危険発生の可能性がある場合を示している。障害は、「場所」と「程度」の 2 つに区分して考慮する必要がある。

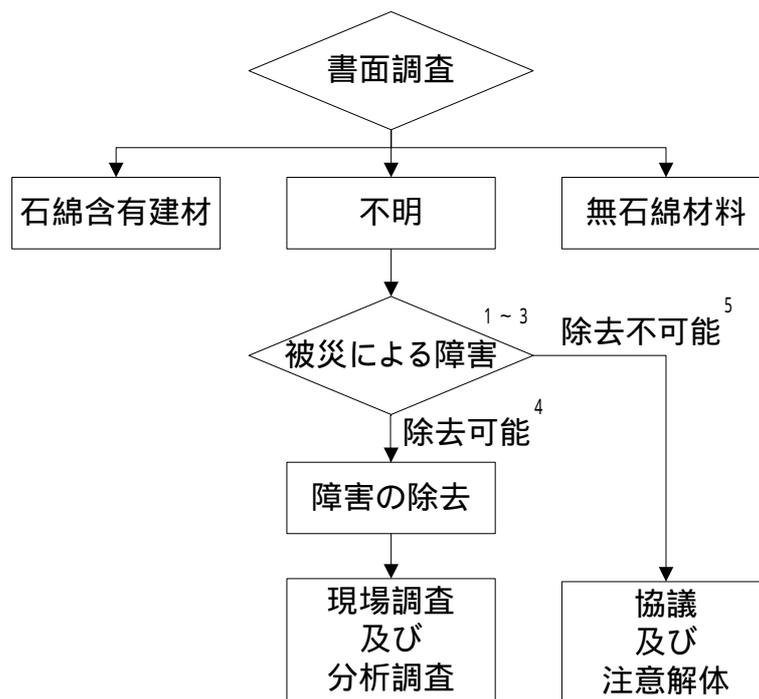
3. 立入り障害について

立入り障害とは、建築物等が倒壊してしまった為に立入りが困難又は不可能となった場合を示している。障害は、「場所」と「程度」の 2 つに区分して考慮する必要がある。

4. 注意解体について

「注意解体」とは、書面調査において石綿の使用のないことが確認できず、「危険発生障害」及び「立入り障害」の除去が不可能で建築物等への「立入り不可」の場合の対処を示している。

建築物等への立入りの判断及び「立入り不可」とした場合の対処については、『3.2 立入可否の判断』及び『3.4 立入り不可能な場合の対処』を参照のこと。



| | |
|---|--|
| 1 | 被災による障害 被災による障害は、「危険発生障害」と「立入り障害」がある。 障害は、「場所」と「程度」の2つに区分して考慮する必要がある。 |
| 2 | 被災による障害の場所 被災による障害は、同一建築物においても場所により異なることがある。 (例：家屋の西側部分は倒壊したが、東側部分は被害が少ない状態等) 被災による障害によって、立入り調査の可否を判断する際は、被災の程度に応じて場所ごとに区分して検討すること。 |
| 3 | 被災による障害の程度 被災による障害は、「障害の除去可能」と「障害の除去不可能」に区分する。 |
| 4 | 「障害の除去可能」(「立入り可」) 現状のまま或いは補強等の実施により現地調査が可能であるもの。 |
| 5 | 「障害の除去不可能」(「立入り不可」) 倒壊の危険が著しく補強等の実施が極めて困難な場合や、倒壊等によって人の入るスペースが無くなった状態等を示している。 この場合、石綿があるものと考え関係届出機関と協議を行う。 |

図 4.2 災害時における解体等事前調査

3. 災害時における解体等事前調査

3.1 書面調査

【実施事項】

設計図書等及び維持管理記録を確認し、石綿の使用の有無を確認すること。

書面調査によって、石綿の使用の有無が判断できない部分については、被災による障害を除去した後、現地調査を実施すること。

【解説】

設計図書等の書面から、表 4.2 の事項等について確認して、石綿の使用の有無を判断する。

設計図書等には、石綿・アスベストと明記されている場合もあるが、「スプレーエース」、「リンペット」のように、製品名で記されている場合もあるため注意すること。

書面調査の参考となる図書を表 4.3 に示した。特に建材の把握に関しては、5.「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」が参考となる。

表 4.2 確認事項

| | |
|----|-----------------------------------|
| 1. | 建材の分類（吹付け・保温材・成形板）等 |
| 2. | 建材の種類（吹付けロックウール、ケイ酸カルシウム板、石膏ボード）等 |
| 3. | 施工場所（施工箇所、面積、厚さ）等 |
| 4. | 施工時期（製造時期） |
| 5. | 商品名及びメーカー |

表 4.3 書面調査の参考図書

| | |
|----|--|
| 1. | 建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成 18 年版） 国土交通省大臣官房営繕部監修 社団法人公共建築協会 |
| 2. | 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（平成 18 年 3 月） 廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会 平成 18 年 6 月 12 日 環廃対発第 060609003 号 |
| 3. | 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 社団法人 日本作業環境測定協会 |
| 4. | 改訂版 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル 建設業労働災害防止協会 |
| 5. | 既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（平成 19 年 3 月） 社団法人 日本石綿協会 |

3.2 立入り可否の判断

【実施事項】

事業者等は、被災による障害を安全面から判断し、建築物等への立入りの可否を判断する。また、判断の結果に基づき障害の除去等の措置を行うこと。

【解説】

建築物等への立入りの判断は、安全確保の可否を基準に事業者等の責任において実施すること。

ただし、原則は補強等の実施による障害の除去とし、判断の結果に基づき、以降の事項に従い適切に対処すること。

3.3 立入り可能な場合の対処

【実施事項】

事業者等は、被災による障害の除去が可能である場合、「立入り可」として障害を取り除き、平常時と同様に現地調査を実施すること。

建築物全域における影響が除去できない場合においても、影響の除去が可能な範囲については「立入り可」として調査を実施すること。

【解説】

必要に応じて補強・周辺の危険建築物の除去等の措置を行うことにより、被災による影響が除去され、建築物等への立入りが安全に行えると判断した範囲は、平常時と同様に現地調査を行う。

3.3.1 現地調査

【実施事項】

書面調査の結果に基づき石綿使用の不明な箇所及び疑わしい箇所を中心として現地調査を実施すること。

また、書面調査の結果と現地調査の結果が一致しているかについても確認し、違いがあれば現地において確認すること。

【解説】

現地調査においては、石綿の施工範囲・面積、厚さ、周辺の状況等、石綿の除去・処分にあたって必要な情報も併せて確認する。

また、書面調査の結果は、改修等により現地の状況と異なることがあるため、確認を行うこと。

3.3.2 分析調査

【実施事項】

書面調査及び現地調査の結果、石綿含有の疑いのあるものについて、必要に応じて分析調査を実施すること。

【解説】

石綿含有の有無の判断は、建材の種類、メーカー、商品名、製造時期等から、書面調査及び現地調査によって、「石綿含有」、「石綿不含」、「石綿の含有不明」の区分で判断する。

「石綿の含有不明」と判断されたものは、石綿障害予防規則第3条の2のただし書きに基づき対処する場合を除き、分析確認を実施すること。

3.4 立入り不可能な場合の対処

【実施事項】

事業者等は、被災による障害により建築物等の全部又は一部区画への「立入り不可」と判断した場合、当該建築物等の「立入り不可」範囲における解体は、「注意解体」として石綿の飛散防止に努めること。

また、「注意解体」の実施にあたっては、関係機関と協議を行うこと。

【解説】

安全等の問題から「立入り不可」と判断した場合、その解体は「注意解体」とする。

原則的に、現地調査等の実施によって、石綿の使用状況を完全に把握した後に解体等を実施することが望ましいが、災害時においては「危険発生障害」及び「立入障害」によって、調査が困難となる場合があることが予想される。

この際、「立入り不可」となる範囲については、結果として石綿の使用の有無が不明のまま、解体等を実施することとなる。従って、この範囲には、届出の対象となる石綿の存在がある可能性あるため、事前に協議を行うこと。『5.協議』参照

3.4.1 要注意箇所の調査

【実施事項】

事業者等は、被災による障害により当該建築物等への「立入り不可」と判断した場合においても、発塵性の高い石綿含有吹付け材及び保温材に関しては可能な限り把握に努めること。

【解説】

立入りが困難な場合においても、協議の実施に先立って石綿含有吹付け等、発塵性の高いものについて、その施工状況等を把握しておくことが望ましい。

調査は安全を優先するものとし、すべての事項を必ず調査しなければならないものではない。ただし、現時点において実施できなくても、解体の進行とともに実施可能となるよう作業工程を調整し、調査が可能となった時点において当該箇所を調査する等して、安全への配慮と石綿の飛散防止の両立を図ること。(4-2)

表 4.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所

| | |
|------------|---|
| 木造 | 北国等では、結露の防止等の目的で吹付け材の使用の可能性があるため、木造建築物においては、「浴室」、「台所」及び「煙突回り」を確認する。 |
| S 造 | 耐火被覆の確認を行う。 書面調査において石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。 |
| S 造及び RC 造 | 機械室（エレベーター含む）、ボイラー室、空調機室、電気室等に、吸音等の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性がある高いので確認する。 |
| 建築設備 | 空調機・温水等の配管、煙突等のライニング等について可能な範囲で把握する。 |

(4-2) 要注意箇所の調査における安全配慮について(参考)

倒壊建築物を外部から確認するには、双眼鏡等を用いると有効である。また、倒壊部分の内部調査等については、配管調査用のファイバースコープを用いることも検討することが望ましい。

特に鉄骨造の建築物における耐火被覆に用いられている吹付け材の確認については、市販の高枝切りバサミを改良し、吹付け材をつまめるようにして採取する等の配慮を行い、安全に調査を行うことが望ましい。(薬剤散布用スプレー付きのものを用いて飛散防止の薬剤等を散布してから試料採取をすることが望ましい。)

4. 作業計画

4.1 作業計画と届出

【実施事項】

事業者等は、解体等事前調査の結果に基づき、作業計画を作成すること。また、届出の対象である場合には、法令の定めに従って届出を行うこと。

【解説】

解体等事前調査の結果、石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成すること。

また、被災による障害等のため「立入り不可」と判断した場合、届出対象となる石綿があるものとして作業計画を作成し協議に臨むこと。

協議は、大気汚染防止法に係る指導官庁である都道府県知事（政令により委任されている市については、市長）及び、石綿障害予防規則に係る指導官庁である労働基準監督署等を行うこと。

4.2 立入り可の作業計画

【実施事項】

事業者等は、被災による障害を除去可能と判断した範囲においては、障害を除去した後、平常時と同様の作業計画の作成、届出及び解体を実施する。

【解説】

補強等の実施により被災による障害を除去可能な範囲においての対処は、補強等の実施後、平常時と同様とする。

4.3 立入り不可の作業計画（注意解体の作業計画）

【実施事項】

事業者等は、被災による障害により当該建築物等への「立入り不可」と判断し「注意解体」とした場合、作業計画には、石綿飛散防止措置及び解体中の事前調査計画を盛り込むこと。

【解説】

現状では立入り困難な場合においても、解体・撤去の進行に伴って立入りが可能となる場合がある。作業計画の策定に当たっては、障害の除去に主眼をおき、立入り可能となった段階において石綿施工の不明箇所について調査を行うことを盛り込み、石綿の飛散防止に努めること。

また、解体中も安全に施工可能な範囲で事前調査を実施し、極力事前調査後に解体等を実施する計画とすること。なお、不明箇所において、石綿が発見された場合には、その都度作業計画の見直しを行うこと。

作業計画におけるチェックポイント（参考）を表 4.5 に示し、「注意解体」の実施事項に関しては、『第 6 章 2.2 立入不可の解体における飛散防止措置(注意解体の飛散防止措置)』に示した。

表 4.5 注意解体の作業計画におけるチェックポイント(参考)

| | ポイント |
|----|--|
| 1. | 解体等事前調査を行っていない範囲からの解体は極力避けること。 |
| 2. | 除去可能な危険原因がある場合、危険の除去から始め、解体等事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること。 (たとえば、瓦の落下による危険原因の除去など) |
| 3. | 解体を周辺部分から行う等の措置によって、解体等事前調査の可能範囲を広げられるように努めること。 |
| 4. | 危険原因の除去及び周辺部分からの解体等によって、調査可能範囲を広げた場合、調査を実施し、実施した調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを、作業計画に盛り込むこと。 |
| 5. | 石綿除去方法の選択は、次の優先順で選択されていること。 優先順 1 必要に応じた補強の実施後、平常通り石綿を事前に除去 優先順 2 周辺部分から注意解体し、安全確保後に石綿除去 優先順 3 適切な飛散防止措置を施し、解体・分別 |
| 6. | 第 6 章の『表 6.3 注意解体の飛散防止措置』の実施事項を満たしていること。 |
| 7. | 解体中の新たな石綿発見時の対応について記載されていること。 (関係届出機関への即時報告と計画の再協議及び修正) |

また、法令に定める措置として、大気汚染防止法施行規則別表第 7 の 3 に「人が立入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業」において講ずべき飛散防止措置を「作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。」と定めている。(4-3)

(4-3) 大気汚染防止法施行規則 別表第 7

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| 大気汚染防止法施行規則 (抜粋) | | |
| (昭和四十六年六月二十二日 厚生省・通商産業省令第一号) | | |
| (中略) | | |
| 別表第七 (第十六条の四関係) | | |
| 一 | 令第三条の四第一号に掲げる作業(次項又は三の項に掲げるものを除く。) | (省略) |
| 二 | 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの(次項に掲げるものを除く。) | (省略) |
| 三 | 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業 | 作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 |
| 四 | 令第三条の四第二号に掲げる作業 | (省略) |

なお、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」より参考とすべき部分の抜粋を以下に示す。(4-4)

(4-4) 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」(抜粋)

| |
|--|
| 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」 2.4 作業基準 (7) 「これと同等以上の効果を有する措置」より一部抜粋 |
| (立入り困難な場合) ・薬液等を散布しつつ解体を行う。 ・建築物の周辺を養生シートで覆う。 (建築物の内部からのあらかじめの除去が困難な場合) ・解体作業と並行し、部分的な隔離等の対策を施しながら特定建築材料を除去する。 |

出典 (4-4)

| | |
|----|---|
| 1. | 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007 社団法人 日本作業環境測定協会 |
|----|---|

5. 協議

【実施事項】

事業者等は、被災による障害により建築物等又は建築物等の一部区画を「立入り不可」と判断し、その解体を「注意解体」とした場合、関係機関と協議を行うこと。

【解説】

可能な限り書面調査を実施し、大気汚染防止法に係る指導官庁である都道府県知事（政令により委任されている市については、市長）及び石綿障害予防規則に係る指導官庁である労働基準監督署と協議を行う。

適切な作業計画及びその実施によって、石綿の飛散防止に努めることとする。

協議を行うにあたっては、表 4.6 に示す協議用の資料を作成しておくことが望ましい。

また、協議先を表 4.7 に示す。

表 4.6 協議に要する資料(例)

| | | |
|----|--------------------------------|--------------|
| 1. | 現地の位置図（住宅地図等） | 資料（例）A（ 2） |
| 2. | 現場の写真（周辺 4 方向以上） | 資料（例）B（ 2） |
| 3. | 建築物の構造と見取り図（立入り不可能範囲等の明示） | 資料（例）C（ 2） |
| 4. | 書面調査の結果（見本参照） | 資料（例）D（ 2、3） |
| 5. | 要注意箇所の調査結果（『3.4.1 要注意箇所の調査』参照） | 資料（例）E（ 2、3） |
| 6. | 作業計画（ 1） | 『4.作業計画』参照 |
| 7. | その他必要なもの | |

- 1 作業計画については、『4.3 立入り不可の作業計画（注意解体の作業計画）』を網羅した計画を作成することが望ましい。
- 2 資料（例）A～Eを『7.協議に要する資料の例（参考）』に示した。
- 3 資料（例）D、Eについては、『9.記入表（例）』に未記入のシートを示した。

表 4.7 協議先

| | 法令 | 協議先 |
|----|------------|----------------------|
| 1. | 大気汚染防止法関係 | 都道府県知事又は事務を委任されている市長 |
| 2. | 石綿障害予防規則関係 | 労働基準監督署 |

6. 留意事項（応急危険度判定）

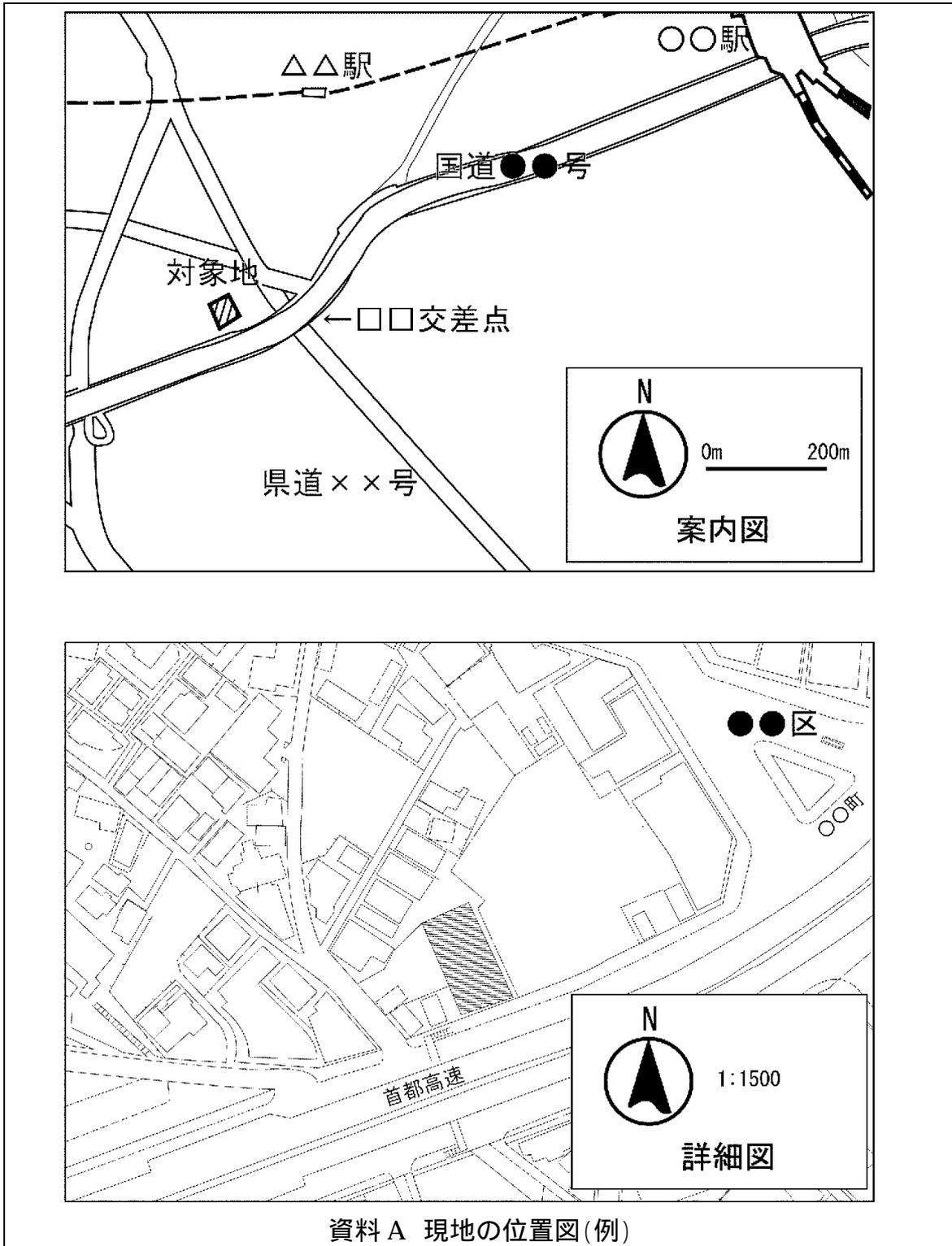
今般、石綿問題に対応して追加された、応急危険度判定における石綿調査には、「被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対するの情報提供を行う」という目的もあるが、その調査方法は、『参考資料 1 応急危険度判定』に示されるとおりである。

また、石綿障害予防規則第 3 条に示される、解体等事前調査の実施責任は、あくまでも事業者にある。（『2.2 調査の責任』参照）

従って、適切な解体等事前調査を実施することなく応急危険度判定の結果に基づき、除去、解体、処分等の措置を実施してはならない。

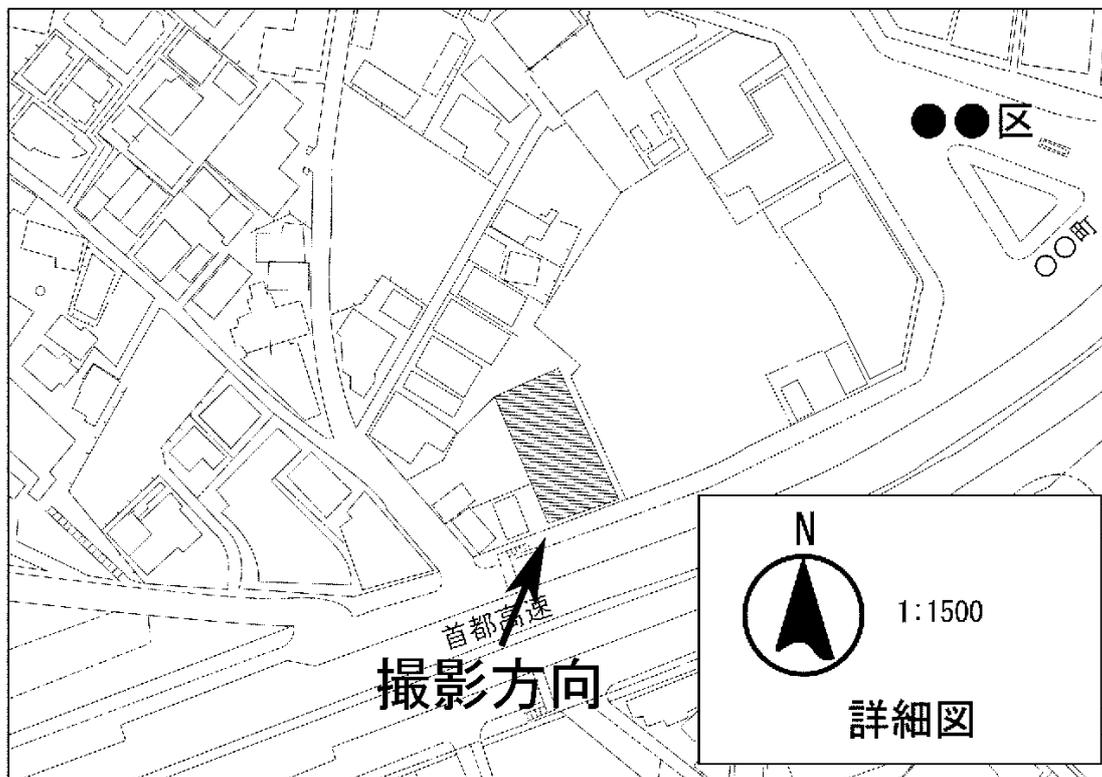
7. 協議に要する資料の例（参考）

協議に要する資料の例の見本を以下に示す。



住宅地図及び道路地図等で、分かりやすく示すことが望ましい。

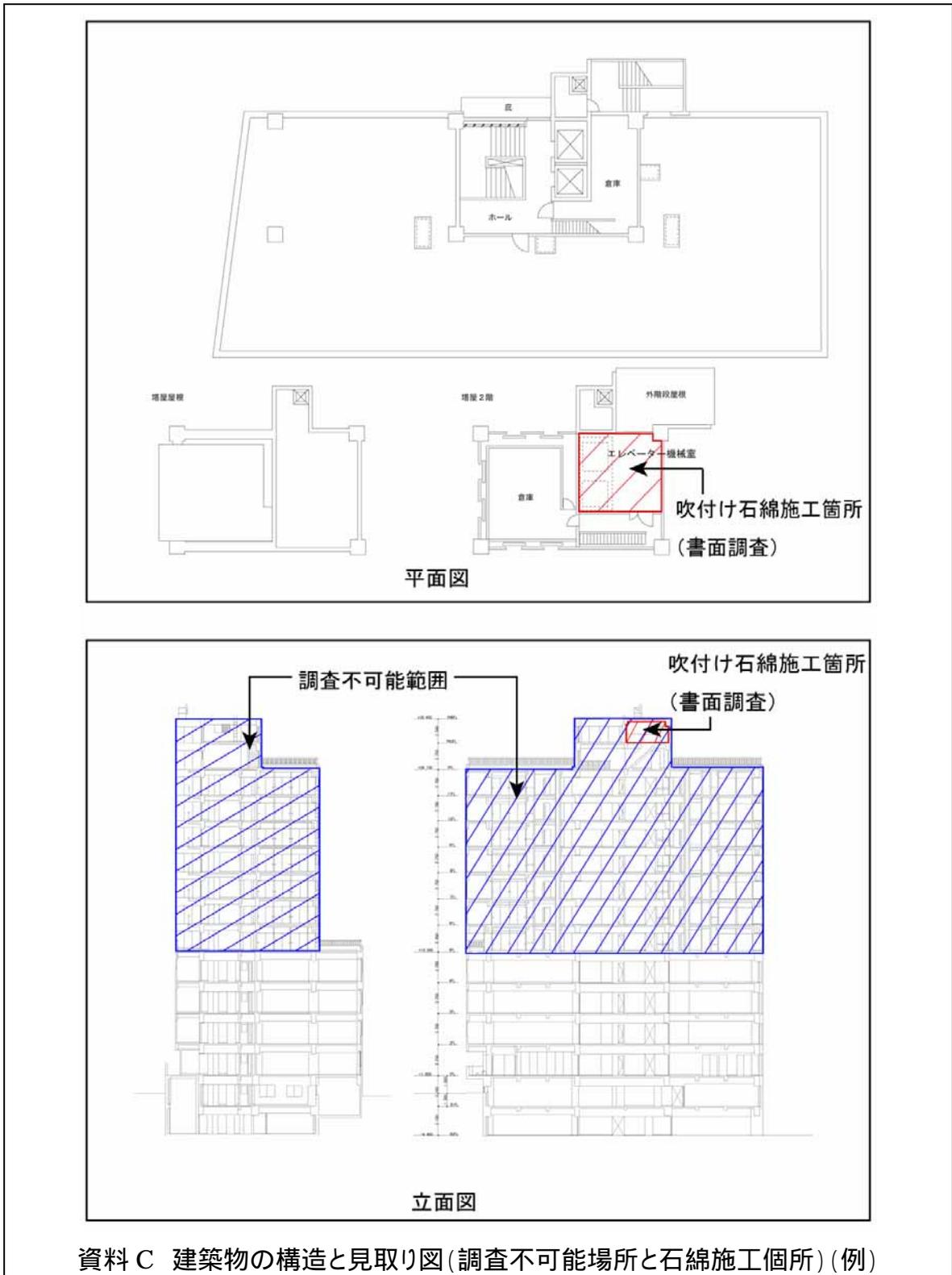
ここに写真を貼り付け



資料 B 現場の写真(例)

撮影方向が分かるように図示してあること。

現場の様子が分かるように、4方向以上から撮影してあることが望ましい。



書面等調査結果(見本)

書面調査として、設計図書を確認し、建築物の種類、施工年、使用建築材料および施工部位等について確認した。また、可能な範囲での現地調査を実施した。

調査の結果を以下に示す。

1. 結果概要

1.1 石綿含有箇所の有無

今回の調査において判明した、石綿の区分ごとの使用状況の概要は下表のとおりであった。詳細は、表 4 に示すとおりである。

表 1 調査結果概要

| 作業レベル | 建材の種類 | 施工の有無等 | | | |
|-------|-------------|--------|---|---|--------|
| | | 不明 | 有 | 無 | |
| 1 | 吹付け等の石綿含有建材 | 不明 | 有 | 無 | |
| 2 | 保温材等の石綿含有建材 | 不明 | 有 | 無 | |
| 3 | その他の石綿含有建材 | 不明 | 有 | 無 | 有として扱う |

※ 作業レベルごとに、施工の有無等について、チェックする。

1.2 特記事項

今回の調査において判明した範囲における、石綿を含有しているまたは、含有すると扱う箇所を以下に示す。

①吹付け等について

1 2 階のエレベーター機械室に、吸音用の石綿吹付けの施工の記録があるが、危険なため立入が出来ない。

②保温材等について

保温材等の区分に該当するものは確認されていない。

③その他の石綿状況

天井の吸音板に、石綿含有のロックウール吸音板を使用しているため、適切に除去・処分する。

ベランダの一部に石綿スレートを用いているため、石綿含有のものとして適切に除去・処分する。

※ 上記の枠内に、調査の結果判明している範囲を記入する。調査不可能とした範囲は、解体の進行とともに、調査することとする。

2. 建築物等の概要

資料 D 書面等調査結果(見本 2/3)(例)

2.1 一般事項

建築場所、用途地域および面積等を以下の建築物の概要に示した。

表 2 建築物の概要

| | | | |
|------|-----------------|---|--------------|
| 施設名称 | 株式会社 ●●ビル | | |
| 住所 | ●●県●●市●●町 ●●-●● | | |
| 用途地域 | 近隣商業地域 | | |
| 防火地域 | 防火地域 | | |
| 主要用途 | 事務所等 | | |
| 面積 | 敷地面積 | ●●●●,●●●●.● m ² | |
| | 建築面積 | ●●●●,●●●●.● m ² | |
| | 延床面積 | ●●●●,●●●●.● m ² | |
| 高さ | 最高の高さ | ●●.● m | |
| | 階数 | 地上 12 階 | 地下 2 階 |
| 構造 | 構造種別 | S+RC 造 RC 造：地下～地上 4 階 S 造：地上 5 階～12 階 | |
| | 耐火構造 | 耐火建築物 | |
| | 屋根 | モルタルコンクリート、シート防水 | |
| | 外壁 | サイディングボード、押出形成セメント板 | |
| | 軒裏 | — | |
| 竣工 | 竣工 | 1970 年 3 月 | |
| | (工期) | 1969 年 4 月 | ～ 1670 年 3 月 |

※ 建物が 2 つ以上の場合、コピーして追加する。

※ 書面の紛失等で不明な場合には、分かる範囲または、「約」とただし書きをした上で記入する。

なお、建物の建築位置を図 1 に、立入不可の範囲を図 2 に示した。

3. 使用建築材料および施工部位等

資料 D 書面等調査結果(見本 3/3)(例)

調査の結果判明している、石綿に関する使用建築材料および施工部位について調査結果をまとめて、一覧に示した。

表3 アスベストを含有する可能性のある使用建築材料および使用部位一覧

| 含有建材の区分と種類 | 使用有無 | 石綿含有 | 施工箇所 | 特記事項 (有無の確認方法など) |
|----------------------|----------|----------|---------------|---------------------|
| ① 吹付け等の石綿含有建材 | 有 | 無 | — | — |
| 吹付けアスベスト(石綿) | 有 | 不明 | 12F エレベーター機械室 | 要確認(立入不可) |
| 吹付けロックウール(岩綿) | 無 | | | — |
| 吹付けひる石(パーキョライト) | 無 | | | — |
| パーライト吹付け | 無 | | | — |
| 発泡ケイ酸ソーダ吹付け石綿 | 無 | | | — |
| その他これらに準ずるもの | 無 | | | — |
| ② 保温材等の石綿含有建材 | 有 | 無 | — | — |
| ケイ酸カルシウム板第二種 | 無 | | | — |
| 耐火被覆版 | 無 | | 5F以上に施工 | 分析確認済 |
| 屋根用折板裏断熱材 | 無 | | | — |
| 煙突用断熱材 | 無 | | | — |
| その他これらに準ずるもの | 無 | | | — |
| ③ その他の石綿含有建材 | 有 | 有 | — | — |
| スレート波板 | 無 | | | — |
| スレートボード | 有 | 有 | ベランダ外、手すり下部 | 石綿含有扱いとする |
| ケイ酸カルシウム板第一種 | 無 | | | — |
| パーライト板 | 無 | | | — |
| スラグせっこう板 | 無 | | | — |
| パルプセメント板 | 無 | | | — |
| 窯業系サイディング | 有 | 無 | 1,2F外壁 | 分析確認済 |
| 押出形成セメント板 | 有 | 無 | 5F以上の外壁 | 分析確認済 |
| 住宅屋根化粧スレート | 無 | | | — |
| 石綿セメント円筒 | 無 | | | — |
| 石綿含有ワックル吸音天井板 | 有 | 有 | 内部天井 廊下、事務室等 | 分析確認済 |
| その他これらに準ずるもの | 無 | | | — |

※ 使用の有無には、該当する種類の建材の使用状況を示し、含有の有無には、確認の結果を示す。

※ 特記事項には、分析確認等、判断根拠を示す。

※ 設計図書等が不明の場合、外部からの目視によって記入する。

4. 要注意箇所への調査結果（例）

資料 E 要注意箇所への調査結果（例）

被災により、建築物への立入が困難なため、可能な範囲で石綿の飛散防止の観点から、特に注意すべき箇所の確認を行った。調査の結果を以下の表に示す。

表 4 要注意箇所への調査結果

| 構造 | 要注意箇所 | 書面 | 現地 | 石綿 | 備考（確認対象） |
|------|------------|----|----|----|-------------|
| 木造 | 浴室天井裏 | — | — | — | 吹付けの有無 |
| | 台所天井裏 | — | — | — | 吹付けの有無 |
| | 煙突回り | — | — | — | 吹付けの有無 |
| S 造 | 耐火被覆 | 有 | 有 | 無 | 吹付け・耐火被覆板 |
| S 造 | エレベーター機械室 | 有 | 不可 | 不可 | 天井、壁の吸音用吹付け |
| RC 造 | 空調機室 | 無 | 無 | 無 | 天井、壁の吸音用吹付け |
| | 電気室 | 無 | 無 | 無 | 天井、壁の吸音用吹付け |
| 機械設備 | 機械室 | 無 | 無 | 無 | 天井、壁の吸音用吹付け |
| | 煙突ライニング | — | — | — | カポの使用 |
| 機械設備 | 温水・風配管の保温材 | 無 | 無 | 無 | 配管保温材 |
| | 機械室 | 無 | 無 | 無 | 天井、壁の吸音用吹付け |

※ 対象建築物等の構造のみ記入する。対象としない構造には斜線を入れる。

※ 要注意箇所のうち、存在しないものは斜線を入れる。

記入上の注意事項

| | |
|----|--|
| 書面 | 書面調査の結果を記載する。 有 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が確認された場合「有」と記載する。 無 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が完全でないこと確認された場合「無」と記載する。 不明 一部以上の書面の紛失等により、有無が確実に判断できない場合「不明」と記載する。 |
| 現地 | 現地における対象個所の確認結果を記載する。 有 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が確認された場合「有」と記載する。 無 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が完全でないこと確認された場合「無」と記載する。 不可 現地への立入が出来ない場合等は、「不可」と記載する。 |
| 石綿 | 現地確認できた建材の分析結果を記載する。 含 分析の結果、石綿を含むことが確認された場合「含」と記載する。 無 分析の結果、石綿を含まないことが確認された場合「無」と記載する。 不可 現地に有ることは確認できているが、採取が出来ない場合は採取「不可」と記載する。 |

備考

8. 法令等抜粋（参考）

大気汚染防止法第 18 条の 15

大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）（抜粋）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）

を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 特定粉じん排出等作業の種類

四 特定粉じん排出等作業の実施の期間

五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

石綿障害予防規則第3条

石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）（抜粋）

（事前調査）

第三条

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

石綿障害予防規則第4条

石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）（抜粋）

（作業計画）

第四条

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

一 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一 作業の方法及び順序

二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

石綿障害予防規則第 8 条

石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）（抜粋）
（石綿等の使用の状況の通知）

第八条

第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

労働安全衛生法第 2 条

労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）（抜粋）
（定義）

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者

労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者

事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 化学物質

元素及び化合物をいう。

四 作業環境測定

作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

9. 記入表（例）

書面等調査結果

資料 D 書面等調査結果(記入表 1/3)

書面調査として、設計図書を確認し、建築物の種類、施工年、使用建築材料および施工部位等について確認した。また、可能な範囲での現地調査を実施した。

調査の結果を以下に示す。

1. 結果概要

1.1 石綿含有箇所の有無

今回の調査において判明した、石綿の区分ごとの使用状況の概要は下表のとおりであった。詳細は、表 4 に示すとおりである。

表 1 調査結果概要

| 作業レベル | 建材の種類 | 施工の有無等 | | | |
|-------|-------------|--------|---|---|--------|
| | | 不明 | 有 | 無 | |
| 1 | 吹付け等の石綿含有建材 | 不明 | 有 | 無 | |
| 2 | 保温材等の石綿含有建材 | 不明 | 有 | 無 | |
| 3 | その他の石綿含有建材 | 不明 | 有 | 無 | 有として扱う |

※ 作業レベルごとに、施工の有無等について、チェックする。

1.2 特記事項

今回の調査において判明した範囲における、石綿を含有しているまたは、含有すると扱う箇所を以下に示す。

※ 上記の枠内に、調査の結果判明している範囲を記入する。調査不可能とした範囲は、解体の進行とともに、調査することとする。

2. 建築物等の概要

資料 D 書面等調査結果(記入表 2/3)

2.1 一般事項

建築場所、用途地域および面積等を以下の建築物の概要に示した。

表 2 建築物の概要

| | | | | |
|------|-------|----|---|----------------|
| 施設名称 | | | | |
| 住所 | | | | |
| 用途地域 | | | | |
| 防火地域 | | | | |
| 主要用途 | | | | |
| 面積 | 敷地面積 | | | m ² |
| | 建築面積 | | | m ² |
| | 延床面積 | | | m ² |
| 高さ | 最高の高さ | | | m |
| | 階数 | 地上 | 階 | 地下 階 |
| 構造 | 構造種別 | | | |
| | 耐火構造 | | | |
| | 屋根 | | | |
| | 外壁 | | | |
| | 軒裏 | | | |
| 竣工 | 竣工 | | | |
| | (工期) | ～ | | |

※ 建物が2つ以上の場合、コピーして追加する。

※ 書面の紛失等で不明な場合には、分かる範囲または、「約」とただし書きをした上で記入する。

なお、建物の建築位置を図1に、立入不可の範囲を図2に示した。

3. 使用建築材料および施工部位等

資料 D 書面等調査結果(記入表 3/3)

調査の結果判明している、石綿に関する使用建築材料および施工部位について調査結果をまとめて、一覧に示した。

表3 アスベストを含有する可能性のある使用建築材料および使用部位一覧

| 含有建材の区分と種類 | 使用有無 | 石綿含有 | 施工箇所 | 特記事項 (有無の確認方法など) |
|----------------------|------|------|------|---------------------|
| ① 吹付け等の石綿含有建材 | | | | |
| 吹付けアスベスト(石綿) | | | | |
| 吹付けロックウール(岩綿) | | | | |
| 吹付けひる石(パーキョライト) | | | | |
| パーライト吹付け | | | | |
| 発泡ケイ酸ソーダ吹付け石綿 | | | | |
| その他これらに準ずるもの | | | | |
| ② 保温材等の石綿含有建材 | | | | |
| ケイ酸カルシウム板第二種 | | | | |
| 耐火被覆版 | | | | |
| 屋根用折板裏断熱材 | | | | |
| 煙突用断熱材 | | | | |
| その他これらに準ずるもの | | | | |
| ③ その他の石綿含有建材 | | | | |
| スレート波板 | | | | |
| スレートボード | | | | |
| ケイ酸カルシウム板第一種 | | | | |
| パーライト板 | | | | |
| スラグせっこう板 | | | | |
| パルプセメント板 | | | | |
| 窯業系サイディング | | | | |
| 押出形成セメント板 | | | | |
| 住宅屋根用化粧スレート | | | | |
| 石綿セメント円筒 | | | | |
| 石綿含有ロックウール吸音天井板 | | | | |
| その他これらに準ずるもの | | | | |

※ 使用の有無には、該当する種類の建材の使用状況を示し、含有の有無には、確認の結果を示す。

※ 特記事項には、分析確認等、判断根拠を示す。

※ 設計図書等が不明の場合、外部からの目視によって記入する。

4. 要注意箇所への調査結果

資料 E 要注意箇所への調査結果(記入表)

被災により、建築物への立入が困難なため、可能な範囲で石綿の飛散防止の観点から、特に注意すべき箇所への確認を行った。調査の結果を以下の表に示す。

表 4 要注意箇所への調査結果

| 構造 | 要注意箇所 | 書面 | 現地 | 石綿 | 備考(確認対象) |
|------|------------|----|----|----|----------|
| 木造 | 浴室天井裏 | | | | |
| | 台所天井裏 | | | | |
| | 煙突回り | | | | |
| S造 | 耐火被覆 | | | | |
| S造 | エレベーター機械室 | | | | |
| RC造 | 空調機室 | | | | |
| 機械設備 | 電気室 | | | | |
| | 機械室 | | | | |
| | 煙突ライニング | | | | |
| 機械設備 | 温水・風配管の保温材 | | | | |
| | 機械室 | | | | |

※ 対象建築物等の構造のみ記入する。対象としない構造には斜線を入れる。

※ 要注意箇所のうち、存在しないものは斜線を入れる。

記入上の注意事項

| | |
|----|--|
| 書面 | 書面調査の結果を記載する。 有 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が確認された場合「有」と記載する。 無 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が完全でないこと確認された場合「無」と記載する。 不明 一部以上の書面の紛失等により、有無が確実に判断できない場合「不明」と記載する。 |
| 現地 | 現地における対象個所への確認結果を記載する。 有 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が確認された場合「有」と記載する。 無 石綿又は石綿の可能性のあるものの施工が完全でないこと確認された場合「無」と記載する。 不可 現地への立入が出来ない場合等は、「不可」と記載する。 |
| 石綿 | 現地確認できた建材の分析結果を記載する。 含 分析の結果、石綿を含むことが確認された場合「含」と記載する。 無 分析の結果、石綿を含まないことが確認された場合「無」と記載する。 不可 現地に有ることは確認できているが、採取が出来ない場合は採取「不可」と記載する。 |

備考